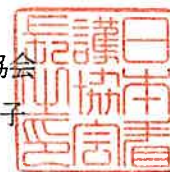


令和3年2月3日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



日本看護連盟
会長 大島 敏子



新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る 宿泊療養施設における体制整備に関する要望

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大により、宿泊療養施設の療養者が急増し、多くの看護職員が働いています。また、今国会において審議が予定されている感染症法・検疫法の改正によって、宿泊療養実施の法的根拠が明確になった場合、宿泊療養施設の療養者がさらに増加することも予測されます。

宿泊療養においては、「新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養マニュアル」の公表をはじめ、各自治体で宿泊療養施設を確保、推進するための取組みが行われてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の特徴として、初期の重症度や併存疾患の有無に関わらず、感染者の病状が急速に悪化する症例が報告されています。従って、全ての宿泊療養施設において、これらの状況に的確に対応できる体制を整備しておくことが必要です。

全ての宿泊療養施設で安心・安全な療養環境を提供するための体制整備が行われるよう、下記の要望事項実現のため特段のご配慮を賜りますようお願い致します。

要望事項：安心・安全な宿泊療養を可能とするための体制整備

- 1) 健康管理のための業務指針の提示
- 2) 看護師等の適切な人員配置
- 3) 健康管理に必要な物品の整備
- 4) 健康管理に当たる者への研修実施に向けたプログラムの提示
- 5) 療養者の健康管理のための ICT の活用推進
- 6) 宿泊療養環境の整備

1) 療養者への対応のための業務指針の提示

厚生労働省によると、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合は約 1.6%とされている。実際に、宿泊療養施設では、軽症者が急速に中等症・重症に移行し救急搬送したケースや施設内で死亡したケースも発生しており、病状管理に当たる看護職員には重症化の兆候を捉えた迅速かつ適切な対応が求められる。

そこで、宿泊療養施設において病状管理を行う看護職員が療養者の重症化を早期に発見するための観察の項目や頻度、療養者の異常を認知した場合の対応、急変時の応急対応等、その業務を的確に実施するための具体的な業務指針を提示されたい。

2) 適切な人員配置

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に対する宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル」には、宿泊療養施設における看護職員等の常時配置人数の目安が記載されている。しかし、あくまで目安に留まっているため、実際の配置は各自治体によって大きく差があり、配置が過小であれば、対応する者の負担が甚大となり、療養者へのきめ細やかな観察や対応を困難とさせてしまう危険性がある。

そこで、各自治体における宿泊療養施設の設置・運営にあたっては、療養者の病状に応じた人員が配置されるよう、上記 1) の業務指針に従って役割を遂行するために必要となる看護職員等の人員数を明確に示されたい。併せて、宿泊療養施設で働く看護職員等の適切な処遇を確保されたい。

3) 療養者の病状管理に必要な物品の整備

新型コロナウイルス感染症は呼吸器症状の出現が特異的であり、パルスオキシメーター等を有効に活用して症状の変化を観察し、重症化の兆候を早期に捉えることが重要となる。また、現在、重症化し、あるいは急変した新型コロナ感染症患者の病院選定に長時間を必要としている例もみられている。その場合、入院先の病院が決定し、搬送されるまでの間の療養者への酸素投与等、状態を安定させるため一時的な処置が必要となる。

そこで、宿泊療養施設において病状管理にあたる者が感染拡大を防ぎながら、療養者の重症化を早期に発見し、急変時には速やかに対応できるよう必要な物品（例えば感染防護具やパルスオキシメーター、酸素吸入器等の医療機器）を示すとともに、各自治体において十分な量が整備されるよう措置を講じられたい。

4) 病状管理にあたる者への研修実施に向けたプログラムの提示

医師が必ずしもいない宿泊療養施設では、病状管理にあたる看護職員等への一般的な新型コロナウイルス感染症や感染拡大防止に関する研修に加え、重症化の兆候を的確に捉えるための知識・技術を確実に習得しておく必要がある。

そのため、各自治体や宿泊療養施設において、上記 1) の業務指針に沿った療養者の病状管理を行うために必要な研修を実施することができるよう、研修プログラムを提示し、研修の実施を支援されたい。

5) 療養者の病状管理のための ICT の活用推進

感染拡大防止の観点からは、看護職員等が療養者とできるだけ接触をしない方法で病状管理を行うことが望ましい。また、昨今の感染拡大により 100 人を超える療養者を抱える大規模な宿泊療養施設も増加しており、業務の効率化を図ることも求められる。

そこで、宿泊療養施設における療養者のモニタリング等に、ICT の導入・活用を推進するための措置を講じられたい。

6) 宿泊療養環境の整備

療養中は部屋の出入りは必要最低限とされており、その環境や療養に伴う衣食住の多くは、宿泊療養施設ごとの設備や生活支援に依るものとなる。

また、倦怠感等の症状があると、読書、ゲーム等の気分転換のための活動もできないことから、療養中は気分が落ち込みやすく、療養者のメンタルヘルスの維持も病状管理として対応する必要がある。

そこで、メンタルヘルスの観点も含めた、療養者の病状に配慮した療養環境整備や生活支援のあり方について具体的に明示されたい。

以上